

## 〈新潟県内の簡易裁判所一覧〉

名称	郵便番号	所在地	電話番号
新潟簡易裁判所	951-8512	新潟市中央区学校町通1-1	受付・調停センター（民事受付） (025) 222-4272  受付・調停センター（支払督促） (025) 222-4275  民事係 (025) 222-4269
新津簡易裁判所	956-0031	新潟市秋葉区新津4532-5	(0250) 22-0487
三条簡易裁判所	955-0047	新潟県三条市東三条2-2-2	(0256) 32-1758
新発田簡易裁判所	957-0053	新潟県新発田市中央町4-3-27	民事受付係 (0254) 24-8745  民事係（訴訟・調停・支払督促） (0254) 24-8752
村上簡易裁判所	958-0837	新潟県村上三之町8-16	(0254) 53-2066
長岡簡易裁判所	940-1151	新潟県長岡市三和3-9-28	民事受付 (0258) 35-2328  民事係 (0258) 35-2328
十日町簡易裁判所	948-0065	新潟県十日町市子442	(025) 752-2086
柏崎簡易裁判所	945-0063	新潟県柏崎市諏訪町10-37	(0257) 22-2090
南魚沼簡易裁判所	949-6680	新潟県南魚沼市六日町1884-子	(025) 772-2450
高田簡易裁判所	943-0838	新潟県上越市大手町1-26	簡裁訴訟・調停・支払督促係 (025) 524-5209
糸魚川簡易裁判所	941-0058	新潟県糸魚川市寺町2-8-23	(025) 552-0058
佐渡簡易裁判所	952-1324	新潟県佐渡市中原356-2	(0259) 52-3151

※お問い合わせは、最寄りの簡易裁判所まで

## ご存じですか？ 簡易裁判所の「民事調停」

こんなとき、あなたは どう しますか?!

知人にお金を貸したけど、なかなか返してもらえない。

取引先に商品を納めたのに代金が支払われない。

交通事故に巻き込まれた。車の修理代を払ってほしい。



当事者同士では、うまく解決できないことも…

そんなときは…

話し合いによって  
トラブルを解決する  
手続が、裁判所に  
あります。



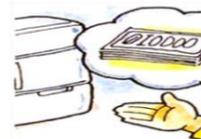
## 新潟地方裁判所

<http://www.courts.go.jp/niigata/>

## 民事調停手続の流れとQ & A

### トラブルの発生

例えば…  
○お金の貸し借り  
○売買代金の支払い  
○交通事故の損害  
○近隣関係  
○建物の明渡し



### 受付

#### 受付窓口



受付では、調停手続の費用や申立ての方法の説明を受けることができます。

#### 申立て



受付に申立書を提出してください。

Q. 民事調停を申し立てたいときは、どこの裁判所に申し立てればよいですか？

A. 原則として、相手方の住所のある地区の裁判を受け持つ簡易裁判所に、申し立てる必要があります。受付窓口では、調停手続の概要や申立ての方法の説明を受けることができます。

Q. 申立てから解決するまで、どのくらいかかりますか？

A. 民事調停にかかる期間は、事案にもよりますが、平均すると2～3か月です。通常はその間に2、3回、裁判所に来ていただくこととなります。

Q. 法律のことはよく分からないのですが、自分でも申し立てることはできますか？

A. 簡易裁判所の窓口にはいくつかの種類の定型の申立書が備え付けてありますし、申立書に記載する内容は、訴状ほど厳格ではありませんので、ご自分で比較的簡単に申し立てることができます。

Q. 民事調停では、どのような費用が必要ですか？

A. 民事調停では、費用として申立手数料と郵便切手が必要となります。申立手数料は、訴え提起の手数料より安くなっています。例えば、10万円の貸金の返済を求める調停を申し立てるための手数料は500円です。